

2023年2月10日(金曜日)

船員の健康確保について

長時間にわたる労働に関する

面接指導の実施 ④

⑤ 「①」の面接指導の対象となる船員以外の船員に対する面接指導等

①の面接指導の基準に該当する船員以外にも、断続的な休息時間など不規則な勤務が続く船員や、基礎疾患を有する者など健康への配慮が必要な船員もいる。こうしたことから、船舶所有者は、①の面接指導を行う船員以外の船員であって健康への配慮が必要なものとして船舶所有者が定めた基準に該当するものについては、①の面接指導の実施または①の面接指導に準ずる措置(以下「面接指導等」という)を講ずるように努めなければならないこととしたこと。

⑥ 常時50人以上の船員を使用する船舶所有者以外の船舶所有者の努力義務

常時50人以上の船員を使用する船舶所有者以外の船舶所有者は、①の要件または⑤の基準に該当する船員について、面接指導等の措置を講ずるよう努めなければならないこととしたこと。

新制度の詳細については、次のURLのページをご覧ください。

https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_tk4_000032.html

今回は④メンタルヘルス対策についてご紹介します。

〔ファクスだより〕